

**① 住所異動の届出はお済みですか**

春は引越しの季節です。住所を変更する場合は、次のものを添えて、役場窓口へ届け出てください。それ以外にも、市区町村から発行を受けている証書などがあれば、お持ちください。なお、届出には本人確認のためのマイナンバーカード、運転免許証などが必要です。

本人または本人と同一世帯以外の方が届出をする場合には、委任状が必要です。届出は、本庁または支所ですることができます。

◆**転出** 黒潮町からほかの市区町村に住所を移すときは、引越しするまでに届出をしてください。

【届出に必要なもの】 ● 転出予定日 ● 転出先の住所

【次のものをお持ちの方は忘れずにお持ちください】

- 印鑑登録証 ● 国民健康保険資格確認書 ● 介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療資格確認書 ● マイナンバーカード など

◆**転入** ほかの市区町村から黒潮町に住所を移すときは、住み始めてから14日以内に届出をしてください。

【届出に必要なもの】 ● 前住所地の市区町村役所が発行した転出証明書  
(マイナンバーカードによる特例転出の場合は、マイナンバーカード)

【次のものをお持ちの方は忘れずにお持ちください】

- 国民健康保険資格確認書 ● 介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療資格確認書 ● 障害者手帳 ● マイナンバーカード など

**デジタル申請手続き「しよい窓口」もご利用ください**

スマートフォンやパソコンなどから町公式ホームページにログインしていただき、設問に答えることで、事前に住民異動届を作成することができ便利です。



黒潮町公式  
ホームページ

**転出届・転入予約はマイナポータルで**

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで、本人および同一世帯の方の日本国内での転出届および転入予約(来庁予定の連絡)ができます。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。また、転出届を提出する市区町村での手続きが別途必要な場合もあります(水道、国民健康保険、介護保険などの手続き)。



マイナポータル



デジタル庁  
ホームページ

- お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
- 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

**① 障がい児長期休暇支援事業**

町では、障がい児支援の取組の1つとして障がい児長期休暇支援事業を実施しています。夏休みなど長期休暇時に見守りが必要な子どもを対象に療育支援やレクリエーション、外出など、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

- ◆**対象者** ● 特別支援学級および特別支援学校在学中の方
- 在宅で生活している18歳以下の身体障害者手帳か療育手帳をお持ちの方
- 18歳以下の発達障害(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠如・多動性障害など)の方

◆**場所** 大方誠心園 ◆**利用料金** 1日600円(1人当たり)

◆**期間** 春・夏・冬休み期間中(土日祝、年末年始を除く) ◆**時間** 午前8時30分～午後5時

◆**持参するもの** 昼食 ※事前申込で1食315円で提供可能

◆**送迎** 保護者の方のご対応をお願いします。

- 申し込み・お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124